

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 工藤 勝博

- 1 日時  
平成 26 年 3 月 20 日（木曜日）  
午前 10 時 1 分開会、午後 0 時 2 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
引屋敷担当書記、小野寺担当書記、佐々木併任書記、久慈併任書記、稲荷森併任書記
- 6 説明のため出席した者  
東大野農林水産部長、高橋理事、菊池副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、沼崎農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、竹田林務担当技監、大村水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、鈴木競馬改革推進室長、熊谷理事心得、黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、及川農林水産企画室管理課長、宮野団体指導課総括課長、菊池団体指導課指導検査課長、泉流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、中南農産園芸課水田農業課長、渡辺畜産課総括課長、及川畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、阿部森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、五口市水産振興課総括課長、山口水産振興課漁業調整課長、内宮競馬改革推進室競馬改革推進監、高橋競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者  
1 名
- 8 会議に付した事件
  - (1) 所管事務調査
    - ア 岩手県農業研究センター南部園芸研究室の再建と沿岸地域農業の復興支援の取組みについて
    - イ ナラ枯れ被害の現状と対策について

## 9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、所管事務の調査を行います。調査の進め方ではありますが、各調査項目ごとに執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。まず、岩手県農業研究センター南部園芸研究室の再建と沿岸地域農業の復興支援の取り組みについて、当局から説明を求めます。

○**前田農業普及技術課総括課長** 岩手県農業研究センター南部園芸研究室の再建と沿岸地域農業の復興支援の取り組みについて資料をごらんください。陸前高田市米崎にございました南部園芸研究室は、津波で全壊いたしまして、被災後研究員は北上市の農業研究センター本部を拠点としまして研究を継続するとともに沿岸地域に頻りに足を運びながら、これまでの研究成果を生かした指導を実施してまいりました。しかし、被災地域農業の復興には地域に密着した供給体制が必要との判断から研究室の再建を決定し、昨年6月に工事着手、本年1月から本格業務を再開したところでございます。

再建した南部園芸研究室の概要でございます。敷地面積は被災前の約半分となります50アール、施設は木造の本館と圃場管理棟、また研究用ハウスとして軽量鉄骨ハウス5棟とパイプハウス1棟を整備いたしました。研究員は、被災前と同じ3名体制で業務を再開いたしましたけれども、後ほど御説明させていただきます国の研究機関と連携した実証研究への対応としてこの4月から任期付き研究員を1名配置することとしております。

研究の取り組みでございますが、南部園芸研究室は沿岸地域の気象特性を生かした園芸産地の育成と沿岸地区農業の復興支援拠点として速やかな技術開発と普及、これを目指し、左枠内でございますが、課題として沿岸地域の強みを生かしたイチゴやトマトの周年出荷、あるいは森林資源を有効利用した低コスト栽培技術の開発などに取り組んでおります。また、就農を目指す研修生を受け入れまして、あるいは普及センターと連携した技術指導を行いまして、沿岸地域の担い手育成機能も重視してございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。南部園芸研究室が開発した成果の現地実証指導でございます。まず、(1)は当研究室が平成21年度に開発し、特許取得いたしました閉鎖型高設栽培システムを活用しまして営農再開を支援している事例でございますが、このシステムは右側の模式図にございますようにイチゴなどを栽培する培地槽と底面から給水させるための貯水槽の2槽式で、これと給水タンクを連結させて自動的に水位を調整するというシンプルな仕組みとなっております。肥料については、ゆっくりと養分をとりだす通常の肥料を栽培の培地にあらかじめ混和しておくことによりまして、通常養液栽培では常に養液を循環させていくという形ですが、そういった必要がなく、従来のシステムと比較すれば設置費用が安く、影響も出ず、管理も楽ということが特徴でございます。

資料の上段には、このシステムによりまして初めてイチゴの栽培に取り組んだ大槌町の

女性が栽培初年目から県の目標を上回る収量を上げまして、産直や近隣のスーパーに出荷している事例でございます。今後大槌町内の復興組合のメンバーの皆様とともにイチゴの栽培を目指すとしてございます。

また、下段の（２）でございます。トマトの隔離床栽培技術の実証ですが、安価な布製のポットで栽培することによりまして、トマト栽培で問題となります土壌、伝染性の病害の対策、あるいは経験を要する水管理などの技術がマニュアル化できることで初心者でも安定収量を確保しやすい技術として陸前高田市の農業法人に導入されております。

続きまして、３ページをお開きください。（３）は、現在進めております森林資源を活用した低コスト栽培に関する研究でございます。間伐材や製材所から出る端材などを使った施設園芸向けの技術であります。その後の①は鉄骨のかわりに木を利用することによって、鉄骨ハウスに近い高い軒高を確保し、また鉄骨ハウスと同様の強度でかつパイプハウスに近い価格で供給できる見通しが立ってきたところでございます。②については、間伐材や端材を燃料とします園芸用暖房機で、これまで燃焼時間が短いという従来製品の欠点を改善したタイプでありまして、さらにこれに温めたお湯を循環させるタイプも製品化のめどが立ってきているものでございます。③は、樹皮を使ってこれを細分化し、ベンチ栽培などで使用する培地として製品化されたものであります。これらをイチゴやトマトの周年栽培のパッケージとして提案しまして、現在現地実証も開始しているところでございますが、これらの技術はいずれも沿岸地域の企業との共同研究の成果でございまして、研究に特に必要な出口を見据えた研究、それから同時に地域産業の振興といったものも視野に入れながら取り組んでいるものでございます。

４ページをごらんください。次に、南部園芸研究室を拠点として、国などの研究機関や大学、民間と連携した実証研究について御紹介させていただきます。この実証研究は、全国の研究機関や大学あるいは民間企業が持つ技術の中で被災地域農業の復興に資する技術を国が公募いたしまして、これらの技術を組み合わせた現地実習を行うものでございます。本県農業研究センターでも応募いたしまして、同センターが中核となった課題も採択されまして、全額国庫によりまして平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 カ年の計画で実施しているものであります。これは大きく四つのテーマで進められておりますが、４ページについてはこのうち土地利用型作物の低コスト生産と加工開発の実証がでございます。広田半島営農組合などが実証主体となりまして水稻の直播、あるいは沿岸地域、中山間地域の中小区画の水田でも効率的な作業が可能になる小型汎用コンバイン体系を確立し、さらに加工の部分ですけれども、沿岸地域で特に発色が良好な有色素米——赤米などですね——これを材料とした加工品や、冷めても食味のよい低アミロース米を利用した押し寿司などの商品化に取り組んでおります。この課題には、東北農業研究センターや食品総合研究所、岩手県工業技術センター、さらに地元の水産加工業者などが参加しております。

５ページでございますが、特産果樹の産地化、商品開発ということでございます。独立行政法人果樹研究所などと共同しまして、沿岸南部地域の北限のユズの特産化に向けまし

て、これまで不十分だった栽培技術の体系化等によりまして、面積を拡大し、さらに加工上の問題であります苦味成分、苦味の低減あるいは搾汁効率の向上技術などを導入し、新たな加工品の開発などに取り組んでいるものでございます。

以上、取り組みの概要を御説明させていただきましたが、南部園芸研究室はこうした実証研究も通して構築される全国の研究機関あるいは民間においてもネットワークを活用しながら、実用技術開発のスピードアップや成果の早期普及に努めて地域に根差した研究室として沿岸地域の農業復興に貢献してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんでしょうか。

○**喜多正敏委員** 2ページの閉鎖型高設栽培システムのイチゴでありますけれども、大変収益を上げたということでございますが、これについての設備設置費と、栽培をして、収穫をし、販売したということですが、設置費についての説明と、投資をした場合に、これはどのくらいの回収できているか、こういったようなことについてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○**前田農業普及技術課総括課長** この事例は、ハウスをまだ1棟ぐらいの規模でスタートしたということでございますので、その規模での試算といたしますか、それがまだできていない状況なのですけれども、我々の10アール当たりで試算したものでございますと、ベンチ栽培——今回の南部園芸研究室で開発した装置——では、従来の領域での栽培に比べまして70万円ぐらいの設置費の低減になります。それから、それによって収量が県の目標であります2トン、3トンというところを確保すれば、10アール当たりになれば最終的な減価償却の関係もあって、十分な所得にはなっていないのですけれども、販売額としては10アール当たりになれば430万円ほどの販売額になります。減価償却等を差し引けば値段的にはまだ120万円程度の手取りになってございますが、まだそれぞれのシステムなり、コスト低減も少し図りながら、もう少し収益上がるような形に改良していくということが課題だと考えております。

○**喜多正敏委員** 設置費は幾らなのですか、設置費については今説明がなかったのですけれども、設置費は10アール当たりでどのぐらいなのでしょう。

○**前田農業普及技術課総括課長** 大変失礼しました。ベンチ一式の装置で10アール当たりで換算すれば750万円ということになります。通常の従来品というか、養液栽培システムであれば820万円、830万円、800万円を超えるぐらいの価格と試算しております。

○**喜多正敏委員** ハウスを除いてと。

○**前田農業普及技術課総括課長** そのベンチだけの価格でございます。

○**喜多正敏委員** ベンチだけです、ハウスは別と。

○**前田農業普及技術課総括課長** ハウスはまた別です。

○**喜多正敏委員** 養液費が70万円低減するということでしたが、従来の養液栽培の場合は幾らで、今回の場合は幾らになるのでしょうか。

○**前田農業普及技術課総括課長** ベンチのシステムが70万円減ということなんです。その

規模での数字をちょっと持ってございませんが、10アール当たりでしかつかんでいなかったものですから、先ほどお話ししたような状況でございます。

○喜多正敏委員 ありがとうございます。設置費では820万円から830万円が750万円で済むと、ベンチだけです。そして、ランニングコストでは差が出るのか、それから収量では、10アール当たり420万円から430万円の収量ということで、大槌町で実際にやった方もおられるわけですが、それが養液栽培とか露地栽培に比べて数量の増加がどのぐらいになるのか。

○前田農業普及技術課総括課長 従来の養液を常に流しながら栽培していくというシステムに比べれば、単に水を常に一定の水位に保っているだけで済むということで、養液を循環させる装置が必要ないということがコスト面では一番下がる部分です。ただ収量的なところで従来の養液を流すタイプと今回の閉鎖型のシステムで収量がどのくらい上がるかというのは、ちょっとまだデータとして十分とれてない部分がありますが、いずれ同等あるいは同等以上の収量が上がるということで今進めていましたけれども、数値的なものはもう少し詰めたいと思っております。

○喜多正敏委員 ランニングコストは、そうすると変わらないということで、設置費が安くなると、それから収量は同等もしくはそれ以上を目指していくということでしょうか。

○前田農業普及技術課総括課長 済みません、説明不足でございますが、結局液肥を常に流して、余分な液肥は外に出すというようなことがありますので、肥料代あるいはモーターで養液を循環させるというところのランニングコストが従来のタイプは余計かかる。それが今回のシステムは、基本的には最初の元肥を入れれば、あとは水だけの供給になりますので、その肥料代、それから循環させるためのモーターの電気料とかというところのコストが下がるという部分はあるのですけれども、その詳細の部分がちょっとまだ詰め切れていないというか、試算段階でしかなくて、実証する現場でやりながら数字を少し確認していきたいと思っております。詳細な答弁ができなくて申しわけございません。

○喜多正敏委員 相手が生き物なわけでありまして、工業的なアプローチの農業経営ということだろうと思っております。いずれそうしたことが数値的に出てくると、これに取り組む農家も非常に安心して取り組めるのではないかと。

あるところでイチゴの植物工場を拝見してまいりました。非常に収量が高く、設置費もかかるわけでありましてけれども、早期回収が難しい。それから、一方で植物工場の場合は温度を上げるのは簡単だけれども、温度を下げると非常にコストが上がるということで、むしろ宮城県とか岩手県は向いているのではないかと、そういう実際の経営をされている方の意見もありました。非常におもしろいと思っておりますので、ぜひ取り組まれて、それからこれについての導入についてのいろんな支援もあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋孝眞委員 イチゴの関係ですけれども、宮城県は一季成りの品種改良、技術開発をしているのですけれども、岩手県の今回やっているものは四季成りなのか、一季成りなの

かということと、もう一つは、この技術は農業研究センターでやっているわけですが、これがどういうふうに県内の農業改良普及センターに生かされながら、農家まで十分伝わっているか、その点について教えていただきたいと思います。

**○前田農業普及技術課総括課長** イチゴの作型はさまざまございまして、一般的には冬から春先、初夏ぐらいまでの栽培、収穫期間という作型が一般的で、それは一季成りの品種を使っている作型なのですが、さらにどうしても夏場のイチゴがなかなか出てこない。需要はケーキ用とかあるのだけれども、夏場のイチゴが少ないということで、この研究の中で四季成りタイプの品種を入れて、夏場に一季成りで出せない部分、空白になる部分を四季成りの品種を入れて夏場をつないでいく、それでできるだけ周年出荷栽培に近づけていくということによって品種も両方使っております。

それから、現地の普及ということにつきましては、実は、震災直後から陸前高田市の法人とやりとりをして、この園地をいち早く実証試験ということで入れていただいた経緯があります。この大槌町の初めてイチゴに取り組んだ方も陸前高田市で栽培しているものを見て、やってみたいということで始められまして、普及サイドとすれば現地実証をできるだけ多く行いながら、紹介しながら地域に合ったものとして導入をしていただくように努めてまいりたいと考えております。

**○高橋孝眞委員** 県内でイチゴ生産そのものは量的には少ないわけですが、最終的に販売ルートに乗せるということはそれなりの面積を持つことと収量を持つこと、そうしないとなかなか売り先、相手先も興味を示してこないといえますか、高値で売るとということはなかなか難しいわけです。そういう意味合いでは、周年で栽培をするということもそのとおりですが、どっちかに絞って、この地域はこっちだよという整理をして販売する戦略まで考えたほうがいいのではないかと思います。特に、沿岸地方はヤマセの関係がありまして、実際は四季成りでやったほうが一番いいのではないかと思いますけれども、そのことによって面積の拡大もできるし、ルートにも乗せられると思うのですが、その点はどのように考えますか。

**○前田農業普及技術課総括課長** 委員御指摘のことだと考えてございます。ただ、現時点では四季成りタイプはどちらかというと固い、甘味からすれば一季成りに比べて少し落ちるということだと、ケーキなどの加工向けがメインということに今のところはなっておりますので、主力はあくまでも収量が上がる冬から春にかけて一季成りで、収量で消費者ニーズに合ったものを販売していくということではないかと思っております。売り先として夏場のイチゴはどうしても業者との取引になりますので、そういったことも含めて、まずは地場での産直、スーパー等での販売で、また面積がふえてくれば地域外への販売といったものも検討しながら産地活性の部分をつくりながら振興を図っていくことだと考えてございます。

**○高橋孝眞委員** 産地育成をするということは、小面積ではだめだと、今言ったとおりでして、ある程度の面積を確保しながら収量確保して販売をしていくということを最終目標

とするのであれば、どちらかといえば岩手県は四季成りのほうが——夏場の業務用ということになりますか、ケーキ用ということになりますか——そちらで目指すほうがいいのではないかと。なお、収量だけを目指すということになりますと、今の一季成りと四季成りでは金額に倍の差が出るわけです。ですから、収量がとれなくても四季成りのほうが高く売れるわけです。半分とれば金額は同じだよとなりますので、逆に言うと、収益的にもそっちのほうがいいわけです。技術開発はしてほしいと思うし、温度を下げる技術そのものをどういうふうにすれば一番いいかということをやることによって、さらに収量も上げることは可能だと思うので、どっちかに一回絞って、宮城県は一季成りやっているのだから、岩手県は四季成りでいきますよという格好で、テーマを絞ってやるほうがもっといいのではないかと思うわけです。

もう一つは、普及員の人たちと研究員の人たちが一緒になっての農家指導がうまくいっていないような気がするのです。これが人事の問題にもあるのではないかと思っていて——人事は多分こちらに言ったってしょうがないのかもしれませんが——研究員の人たちはある程度同じテーマを持って何年か研究をするとともに、イチゴを本気になってやるのであれば、イチゴの普及を十分できる人を1年、2年でかえるのではなくて、5、6年の単位でいってもらって、そこで普及させるようなことをしない限り——これ多分どの農産物であろうと同じだと思うのですけれども、長期的に対応していただかないと——産地形成はできないのではないかと思いますので、この点は後で考えてといたしますか、検討していただく部分かもしれませんが、これらについてお願いします。

**○前田農業普及技術課総括課長** 私から四季成りの栽培技術は夏場の栽培の技術ということに対して答弁させていただきますが、冬は暖房、さらに効率的な暖房のためにハウス全体を温めるのではなくて、ストーブで熱したお湯をイチゴの株元を通すような形で最小限の熱量で地温を確保するという技術をやっておりますし、夏場についてもその循環したパイプに地下水などの冷水を通すことで株元の温度を下げるということで、高温に弱いタイプのイチゴの収量確保といったところの試験も今あわせてセットでやっているところでございます。

**○下村農産園芸課総括課長** イチゴの産地づくりについてでございますが、県内のイチゴ全体として、統計上の面積からすれば露地も含めて50ヘクタールぐらいあるのですけれども、実際に販売に供されているものからすれば10ヘクタールから20ヘクタール程度となっております。県内あちこち、主な産地とすれば内陸部の盛岡市、一関市、それから沿岸部の従来の気仙地域ということでございますけれども、そういった中では露地が半分、それから施設、といってもパイプハウスでのものが主になってございまして、なかなか夏場中心というのは難しい、新たな施設投資をしなければいけない、そういった中で県とすれば沿岸南部、特に南部地域では施設化をしても周年型のイチゴ栽培が可能ではないかということで、南部園芸研究室を中心に今夏場の四季成りも含めて周年化できるような形の技術を開発しながら地域に広めていきたいと考えてございます。なお、投資との兼ね合い

もございますので、どの程度の規模にしていけばいいのかというあたりも含めて、それから地域の方々の意向等も聞きながら、産地のあり方を検討してまいりたいと考えてございます。

○**及川管理課長** 研究員の人事というお話がございましたけれども、委員おっしゃるとおり研究員につきましては、一般の職員と同じように短期間、1年、2年、3年ぐらいのサイクルで異動いたしますと、長年の研究というものはなかなか難しくなる部分もございますので、人事課サイドからも研究員の場合は例外的に一般的な基準によらない長期のサイクルを認めていただいているところでございます。今後も必要に応じてそのような必要な配置を行ってまいりたいと考えております。

○**渡辺幸貫委員** 工藤勝博委員長は今立派なイチゴをつくっておりますので、その10ヘクタールのうちの大部分は工藤勝博委員長ではなかろうかと思うほどであります。ということで、ただ10ヘクタールというのでは、いかにも産地としては小さい、そしてまた陸前高田市にこういう施設を置いてから随分年月がたつのではないかと思うのですね。何年たったかわかりませんが。その割には、周りに余り投資対効果がないのではないか。いかがお考えなのか、ちょっと素朴な疑問でございます。お教えてください。

○**前田農業普及技術課総括課長** 南部園芸研究室は、昭和26年にスタートした施設でございます。この間、研究は県庁も取り組んでまいりました。その中で、確かに委員御指摘のように開発された成果、技術がどの程度地元、地域に波及されているかといったところについては不十分かという認識はしてございます。また、その中でイチゴの適正品種選定とか、そういったところで地元に対してのアドバイスをしながら主力品種を選定していくとか、そういったところでの貢献はあったと考えてはございますが、今取り立てて、特にも現場に普及しつつある技術とすれば先ほど御説明した閉鎖型のシステムぐらいというところが現状でございます。

○**渡辺幸貫委員** 工藤勝博委員長の場所と気仙地域は余りにも遠いのでありまして、やっぱりどこで栽培しているかということをよく考えて、そしてまたそれがどこで普及するかということをよく考えられて、前からあったから、ここにまた再建しましたということでは——八幡平市までとても車で行くのも大変ですから——場所というのは余り固執なさらなくてもよかったのではないかと私は思うのです。昔からイチゴはここにあるのですよね。その割には、気仙地域ではちっとも広まらないのに、またここにつくったのだなという思いになるので、ぜひその疑問に応えるような活動をしていただくことを希望して終わります。

○**東大野農林水産部長** ただいま南部園芸研究室をなぜここに再建したのかという御質問いただきました。先ほど前田総括課長から申し上げたとおり、今までの普及活動の状態が必ずしも芳しくないという御指摘は甘んじて受けなければならないと思います。ただ、沿岸地域が、農地が狭隘な中で農業に取り組んでいらっしゃる生産者の方がたくさんいらっしゃる状況の中で、県内は広いので気象特性さまざまでございます。そういった気象特



性も生かしながら、農業所得を上げていただくということで南部園芸研究室が設置されてございますので、震災があったから研究室を閉じてしまうということは到底私どもの考えにはございませんでした。再建し、そして今までも確かに施設園芸等を定着させようと何とか我々の先輩がチャレンジしてきましたが、それができなかった。ただ、だからといって今回あきらめてしまうのではなくて、やはり地域条件なり、気象条件を考えればこの方法をとるのだらうということで研究室を再建し、そして今回現場の間人もいろいろな方々に働きかけて、こういう取り組みをぜひやってほしいと続けております。ですので、平成26年度予算でも施設園芸団地をつくっていききたいというのが県の意図でありますけれども、それを地域の方々に働きかけて、ぜひ実現できるように努力していききたいと思います。

○高田一郎委員 閉鎖型高設栽培システムの説明を受けたのですが、ベンチだけで10アール当たり720万円、通常よりも安いという話でありましたけれども、実際にハウスを除いてですから、恐らくハウスを含めれば1,000万円を超えるような初期投資にならざるを得ないと思うのです。それで、被災者の皆さんがこれで再建して頑張ろうというときに、果たしてこの金額でどれだけやる気になるかというところが問われているところなのですが、恐らく全額農家負担ではないと思うのですが、実際、さまざまな支援策を除いてどれだけの初期投資が必要なのかというところを教えてくださいということと、それから木骨ハウスですね、非常に発想はいいと思うのです。県産材を活用した低コストのハウスということで、先ほどの説明ですとパイプハウスとそんなに変わらないという話がありましたが、実際にコスト的にはどの程度になるのか、そして鉄骨とか、パイプハウスと対比して強度とか耐用年数とか——さまざま実証試験もやられていると思うのですが——より県産材を活用して低コストのハウスを県内に普及すべきだと思うのです。そういう点でのいろんな課題もあると思うのですが、その点について示していただきたいと思っております。

○前田農業普及技術課総括課長 コスト面で見れば決して安くはない、農家がすぐ投資してやろうという金額になっていないのも確かであります。木骨のハウスも含めてパイプハウス等は国庫の対象にならないものですが、木骨ハウスについては一定の国の基準強度をクリアするものが商品化のめどが立っていますので、これをぜひひとつ国庫事業でも対象となるような形にしていきたい。しかも、暖房機についても対象とならないかということで、国庫あるいは県単の施策も今後考えながら農家負担を減らすということは今後の大きな課題であり、それに向かって今検討を進めているところでございます。

あとは木骨ハウス等のコストですが、今目標としている木骨ハウスの価格は坪当たり換算しますと5万円程度を目指しております。これに対して、同じ強度を持つ鉄骨ハウスで言えば、最近、建材費のかなりの値上がり等もあるので、坪7、8万円くらいの価格で、パイプハウスについては3万円程度ということですので、パイプハウスと鉄骨と比べてその中間くらいの価格で、さらによりパイプハウスに近いような形にまで下げるような検討を今進めているところでございます。

○高橋農業振興課総括課長 初期投資の軽減の部分でございますけれども、今復興交付金を活用して陸前高田市の南部園芸研究室の隣接のところにハウスの団地を建設しようとしているところでございます。研究の部分がまとまれば、その部分も活用したいと考えてございます。補助率は、復興の場合は国庫4分の3でございますして、あとの4分の1の部分は市町村が導入する施設ということで交付税措置で、復興の部分はゼロになります。通常の補助の場合は、国庫はおよそ3分の1補助になります。

○高田一郎委員 国や市町村の補助があるというのはわかるのですけれども、具体的な3分の1とか4分の3と言われてもなかなか理解できないのです。例えば10アール750万円という話でありますけれども、ハウスを導入すれば恐らく1,000万円以上かかると思うのです。これではとても初期投資ができなくて、実証試験に終わってしまうのかという思いをしているのですが、国や、県、市町村の補助を導入すればこの程度でできるのだというイメージがないのです。その辺についてはどのぐらいになっているのでしょうか。

それから、木骨ハウスについての実証試験もやっていると思うのですが、科学的にはパイプハウスよりも2倍近くかかってしまっていて、これでは実際やろうと思っても実際は大変かという思いをしているのですが、先ほど山と里と人に優しいいわてのふるさと産業育成事業ということで、この木材活用低コストハウスの導入をした場合には、国、県、市町村が支援を受けられるという資料も実際にいただきました。ただ、これは被災地限定ですし、平成25年度から平成27年度までの事業でありますので、被災地限定、この事業を導入すればかなりの方が頑張ってみようかなとなるのですけれども、期間限定で被災地となればそこだけに終わってしまっていて、せっかく発想がいい県産材を使ったハウスがそこだけに終わってしまうのではないかと。内陸部にも、全県にも広がるような支援策というのもこれから打ち出していくべきではないのかなという思いをしているのですが、その辺についても含めてお聞きしたいと思います。

○前田農業普及技術課総括課長 国庫事業の活用でございますが、農家負担を少なくするようなことは引き続き検討してまいりますし、木骨ハウス自体のコストを下げるといった改良の余地もまだありますので、そういったことも含めて全体として農家負担が最少になるような施策については、さらに普及していけば沿岸部だけでなく内陸部も含めてそういった形を含めて今後も検討してまいりたいと思います。

○東大野農林水産部長 木骨ハウスの単価ですけれども、もともと木骨ハウスの導入を志したのは、そもそもパイプハウスでは国庫補助の対象にならないし、軽量鉄骨ハウスであれば高価過ぎるというところで、地域材を活用してコストが安く、かつ国庫補助対象になるものが開発できればというのが発想の原点です。例えば先ほど高橋総括課長が申し上げたとおりの通常の補助率で考えれば、もう一段の努力が必要ですが、坪単価を5万円に近づけていけば補助のないパイプハウスと同等の投資で軒高の高い使い勝手のいい、かつ強度のある施設が手に入るということを目指したいというのが発想の原点でございます。そういうこともありますし、あと今単価を下げる努力をいたしておりますので、それ

がまとめ次第、農家の皆さんにどんな投資規模になるのか、ランニングコストがどうなるのかというのが示せるようにしていきますので、早く示せるように努力していきます。

○高田一郎委員 この木骨ハウスというのは非常に発想がよくて本当に全県に広がればいいと思っております。それで、実際は木骨ハウスは耐用年数はどの程度になるのでしょうか。維持管理費もかかるのかと思いますけれども、いずれ全県に広まるような支援策になるように引き続き県としても努力していただきたいと思っております。その1点だけ。

○前田農業普及技術課総括課長 木骨ハウスの耐用年数につきましては、かつては木骨を、骨組みのハウスをつくってみた経緯があるのですが、そのときは水滴が木材について、腐食が早かったという欠点がありました。今回は木の骨材に水滴がつかないような改良を含めておりますので、耐用年数とすれば相当延ばせるものと考えてございまして、現時点の研究の目標とすれば20年程度は持たせられるようなものにしたいとして進めているところでございます。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、岩手県農業研究センター南部園芸研究室の再建と沿岸地域農業の復興支援の取り組みについての調査を終了いたします。

次に、ナラ枯れ被害の現状と対策について、当局から説明を求めます。

○赤澤整備課長 それでは、本県でも被害が確認されましたナラ枯れ被害の現状と対策について、資料に基づき御説明させていただきます。

説明内容は、ナラ枯れ被害の原因、被害形態、特徴及び被害の仕組み、次に被害の現状と、最後にナラ枯れ被害対策について順次説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。まず、ナラ枯れ被害の原因ですが、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりまして、樹木が通水阻害を引き起こされ、水分不足により枯死に至るものであります。カシノナガキクイムシは、せん孔虫類に属するナガキクイムシ科の一種で、長さ5ミリの黒褐色の在来の甲虫で、日本では本州以南、外国では台湾、インドなど広く分布しております。この虫の特徴としましては、メスがやや大きく、前胸部、背中の部分になりますけれども、この種特有のナラ菌を蓄える器官がありまして、そこにナラ菌を保持しており、樹木をせん孔するときにナラ菌をせん入孔に沿って蔓延させ、結果として通水機能を失わせ、枯死に至るという仕組みになっております。被害の形態ですが、8月から10月ごろにかけてミズナラ、コナラ、カシワ、クリなどブナ科の広葉樹が急に葉がしおれ、赤くなっております。幹には2ミリ程度の、せん入する際に生じる多数の穴が確認されます。被害木の根元には、せん入する際に発生する大量のフラス——木くずです——確認できます。

2 ページ目をお開きください。ナラ枯れ被害の特徴ですが、ブナ科の中でもミズナラ、カシワ、コナラ、クリの順に枯死しやすく、小径木よりも大径木が、樹幹上部よりも樹幹下部が被害に遭いやすい特徴があります。また、標高500メートル以下にあるナラ類の樹

木が被害に遭いやすいといった特徴もあります。

次に、被害の発生の仕組みについて説明いたします。右側の図をごらんください。6月から8月にナラ枯れ被害木よりオスのカシノナガキクイムシが羽化、脱出して、飛びながら健全なナラの木に飛来し、せん入します。飛来したオスのカシノナガキクイムシは、集合フェロモンを放出し、仲間を集め、集団でせん入、加害し、樹木の内部にメスがナラ菌を持ち込み、菌を繁殖させます。8月から9月に加害された木では、ナラ菌が繁殖し、これにより通水阻害が引き起こされ、しおれ始めて一、二週間で急激に枯死します。カシノナガキクイムシは、加害した樹木の内部に産卵し、ふ化した幼虫は翌春さなぎとなり、また羽化します。羽化した成虫は、次年度の6月から7月に脱出を開始し、分散し、飛翔します。

3ページ目をお開きください。次に、ナラ枯れ被害の現状について説明いたします。全国の被害量は、平成18年度までは約10万立方メートル以下で推移していましたが、平成19年度からは増加傾向となっております。平成22年度の被害材積は過去最大の32万5,000立方メートル、平成23年度は前年度と比較して、これまでの防除効果等により大きく減少し、15万7,000立方メートル、平成24年度は新たに被害が確認された県はなく、全国28府県で発生し、全国のナラ枯れ被害量は8万3,000立方メートルとなっております。

4ページ目をお開きください。本県の被害の現状について説明いたします。まず、平成22年12月に奥州市胆沢区の国有林内において、本県で初めてカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が確認されております。平成23年9月には一関市巖美町で民有林初の被害を確認し、被害木全量駆除し、その後被害発生は確認されていないところでございます。平成25年9月には一関市巖美町の国有林で6本の被害木を確認しております。同じく9月には、大船渡市三陸町越喜来地内の民有林で被害を確認し、現地調査の結果、昨年12月末現在ですが、被害量は813本、758立方メートルとなっており、まとまった被害と確認しております。

次に、被害の影響についてであります。一つ目として古損による広葉樹林の価値や質の低下、二つ目としまして古損木発生による景勝地の景観等の質の低下、三つ目としまして野生動物の餌となるドングリ減少による生態系への影響が懸念されるところであります。

5ページ目をお開きください。次に、ナラ枯れ被害対策についてであります。主な防除方法について説明いたします。まず、伐倒くん蒸ですが、被害木を伐倒、集積してビニールで被覆の上、農薬でその丸太をくん蒸し、殺虫する方法であります。メリットとしましては、殺虫率が高い、デメリットとしましては、伐採が伴い重労働であること、また急傾斜地等では実施できない点が挙げられます。

次に、立木くん蒸ですが、立ち木のままで樹幹下部にドリルでたくさん穴をあけ、その穴に農薬を注入し、殺虫する方法であります。メリットとしましては、作業が比較的容易な点、デメリットとしましては駆除率が9割程度で、古損した処理木が将来倒木する危険がある点でございます。

次に、焼却・破砕ですが、被害木を伐倒し、焼却またはチップ化する方法で、メリットは殺虫率が高く、チップ材としての材の活用が可能な点にあります。デメリットとしては、伐採、搬出が困難な場合は実施できない点があります。

技法としまして、樹幹注入があります。樹幹に穴をあけ、ナラ菌の繁殖を抑える殺菌剤を注入し、被害を未然に防止する方法ではありますが、薬剤の価格が高いといったデメリットがあります。

また、誘引捕殺の場合は、健全なナラの丸太を積み上げ、おとり木として活用する防除方法で、合成フェロモンを使い、羽化、脱出したカシノナガキクイムシをおとり木に誘引し、そのおとり木にせん孔させた後にチップ化などによって殺虫を行う方法であり、これは面的な防除が期待される防除方法であります。

6 ページをお開きください。本県のナラ枯れ被害対策について説明いたします。県では、平成 22 年度にナラ枯れ被害対策基本方針、初動対応マニュアルを策定し、県、市町村、林業関係者へのナラ枯れ被害対策にかかる研修会の開催、森林病虫害被害対策協議会でのナラ枯れ被害対策の協議、県内一斉調査の実施、広葉樹材の取り扱い業者への被害材移動禁止等の通知、被害地周辺の広葉樹林の利用促進を実施しているところであります。

また、駆除対策としましては、被害発生地域の被害木の調査、市町村と連携した被害木の徹底駆除、林業技術センターによる被害の詳細な調査及び被害拡大防止への防除技術導入・検証等に取り組んでいるところでございます。

さらに、普及啓発としまして、ナラ枯れ被害防止パンフレットの作成及び関係機関への配布、森林所有者等を対象に広報紙等による被害木の早期発見への協力依頼を実施しているところであります。

ここで、大船渡市三陸町越喜来地区で発生したナラ枯れの被害状況について御説明します。右側の図になります。被害発生地は、大船渡市三陸町越喜来浪板及び崎浜地区であります。被害の発見は平成 25 年 9 月 11 日です。被害概況ですが、被害木は胸高直径 20 から 40 センチメートルのナラの木が中心となっており、被害面積で約 164 ヘクタール、被害本数で 813 本、758 立方メートルとなっております。半島中部では、被害がやや多目に発生しており、半島東部では軽微な被害の状況となっております。被害対策についてですが、被害木は森林整備加速化・林業再生基金事業等により、枯死木については全て駆除を実施するという取り組みを実施しております。また、被害地周辺の広葉樹林の早期伐採と伐採木の利用促進することとしております。

ナラ枯れ被害の現状と対策についての説明は以上でございます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○**後藤完委員** 本県でのナラ枯れ被害の発生が奥州市胆沢区ということで、いずれ国有林でありますよね、この被害発生というのは本州南部と標高 500 メートル以下ということでございますけれども、胆沢区の国有林は多分 500 メートル以上だと思うのですけれども、こういうのが出てきている状況は、ドングリなんかなくなるというのは生態系、熊なんか

は特に麓におりてくるといろいろな生態系に異常があるということに鑑みますと、やっぱり年に1回の空中探査等で大丈夫なのかと。従前も松食い虫の空中調査なんかやったときもあるのですけれども、なかなか見つけづらい状況があります。伐倒、くん蒸をやったりするのが一番適正な措置だと思うのですが、そういう手法もあるということも含めまして、空中探査を年2回ぐらいやるような手法をとらないと流れは見えないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○赤澤整備課長 先ほどの説明の中でも申しましたが、この被害につきましては、8月、9月に急にナラの木が赤くなるというようなことで、外から見ればその時期にナラ枯れが発生した木は紅葉したような状況になっているということで、体験上、目視でも被害の状況が確認できます。本県では9月をナラ枯れ被害木の発生の強化月間と定めておりまして、各広域振興局、県内各地で発生する可能性があるということを含めまして、各関係者には通知しておりまして、道路から一斉調査をやっております。あわせまして、航空探査というようなことで、9月の半ば以降になると思いますけれども、その時期にヘリコプターで被害地周辺、今まで発生した箇所等々についての航空探査を実施しているところでございます。2回以上の探査ということになりますと、やはり10月以降になってくると紅葉が始まってくることがありまして、なかなか被害木が発見しにくいというようなこととなります。ですから、9月でまだ葉っぱが緑のうちに、その時点での被害木の調査を決定するというふうな取り組みをしているところでございます。

○佐々木大和委員 大船渡市三陸町の発生状況なのですが、164ヘクタールでかなりの面積で胸高直径20センチメートルから40センチメートルのコナラというのは、樹齢でいけばどれぐらいですか。

それから、全体が164ヘクタールなのですけれども、ここは伐採したのでしょうか。その後の対応についてはどうなのでしょう。

○赤澤整備課長 発生した区域については広い区域だということで、樹齢についてもいろいろあります。若いところでは50年生から古いところでは90年生くらいまでというような、そういうような林齢で被害が発生しております。

○佐々木大和委員 この面積はみんな切りましたか。

○赤澤整備課長 発生した木につきましては、3月から6月にかけてまして立木くん蒸というようなことで、春作業になりますけれども、先ほど説明しましたけれども、虫が7月から飛び立つということがありますので、6月までにその被害木約800本については全てくん蒸処理で実施する予定になっています。また、被害対策としまして、やはりこれ以上虫を広げないということで、被害にかかる前に利用することが大事なので、半島の付け根のほうといいますか、いわゆる内陸部に広がらない形での広葉樹の皆伐での林の若返りを考えているところでございます。

○佐々木大和委員 50年から80年というのと、やっぱりそういうところに出やすいのでしょうか。やっぱり萌芽の更新にしても40年ぐらいめどにみんなやっているわけではな

も、そこまで残っていくとこのリスクはしょうがないとなれば、岩手県の面積からいけば大体 77%の山の中の 6 割近くが広葉樹林ですから、このリスクをみんな背負うことになるのです。そういうことになってくると非常に大変な環境なのですが、やはり広葉樹林対策というのは、ここでやっぱりはっきり打ち出すときが来ているのではないかと、そういう点で部長どうですか、今ほとんど針葉樹の流れで来たものだから、広葉樹に対する県の施策というのもそれほど大きいものはない、しっかりしたものは見えてない。ただ、岩手県には、幸いなことに北上市に広葉樹を使うパルプ製紙工場があるということで、本州唯一の内陸型の工場になっているわけですから、それらを維持する意味でもこのナラ枯れ対策を前面に出してやっていかなければならないので、先ほどの話のように 164 ヘクタールは、極端なこと言ったら、直ちに 1 年、2 年の間に切ってしまうというぐらいの施策がないとこの防除はできないのかと思うのですけれども、広葉樹対策の取り組み方について伺います。

○東大野農林水産部長 広葉樹対策についてでございますが、佐々木委員御指摘のとおり、本県には広葉樹パルプの大きい工場がございまして、製品は世界にまで出荷されていくという状況でございます。それが現在の県内の広葉樹需要の大きな部分を占めているというのもまたそのとおりでございます。したがって、昨年からの取り組みではありますけれども、こういった施策展開が山側として必要なのか、希望するのか、あるいは川下、川中としてどんな施策が必要なのか、そういったところの話し合いを始めておりまして、必要に応じて国等への要請もしてございます。

あと一方、今あるナラ枯れの問題につきまして、当該市とこういった対策で拡大を防ぐかということもしてございましたので、今お話し申し上げました早期の伐採についてもできるだけ早い時期に実現するように調整してまいります。

○佐々木大和委員 林業も針葉樹対応の——基本的には本州はみんなそういう形になって——北海道と岩手県だけが広葉樹という形になっているようでございますけれども、国に要請している割合からいくと岩手県のような割合は他県にないわけですね。そういうことでは、簡単には施策としてはのせられない。全体の今木材需要を喚起させて、対応していこうとしても針葉樹というのはもう見えていますから、岩手県は、それだけでは絶対もたない。今部長から話していただきましたように、北上市の工場は世界で 2 か所しかないハイテクペーパーをやっているわけですから、岩手県森林・林業施策研究会でも 1 回視察していますけれども、まさに地域の県産の木材を使って世界的な評価のある製品をこの地域から発出している、そういう現実を見ながら、やはり国にも当然に要請していかなければならないですけれども、県独自でもそういう現実を見据えた対応をするようお願いしたいと思います。そういう点で、広葉樹林業というのは家具とか、そういう分野もあるものだから 100 年以上の木も必要なのです。全部切るわけではなくて、いろんな利用方法があるために何段階にもこれはもちろん考えていかなければならないわけですから、そういうところを見据えながら、ただただパルプにしてしまうと本当にいい木が全部消えてしまう

ということもありますので、広葉樹林業政策というものを改めて岩手県のテーマにしてやってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○**東大野農林水産部長** 今国においては針葉樹が中心で、訴えてもなかなかという話も出てきましたが、この東日本大震災津波の経験で、シイタケも何で岩手県だけがそう騒ぐのだと林野庁からはさんざん言われましたけれども、アプローチし続けております。そういった経験もしていますので、国が相手にしないからすぐに引っ込むというつもりは毛頭ございません。できる限りどこまでも必要なものは必要だと訴えていきたいと思ひますし、今委員からお話ありました広葉樹は全体としてどんな活用をしていくのかということについては、まさにお話のとおりだと思いますので、利用体系、政策体系について業界団体の人と話す機会も多くなっていますので、それも踏まえながら組み立てていきたいと思ひます。

○**工藤勝博委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** ほかになければ、ナラ枯れ被害の現状と対策についての調査を終了いたします。

以上をもって所管事務の調査は終わります。

この際、何かありませんか。

○**喜多正敏委員** シイタケは大変な問題があります。もっことやっていただきたいと思ひます。

競馬、馬産振興に関連してお伺いしたいと思ひます。いわての幸と馬事文化・絆推進事業が計画されておりますが、予算特別委員会でも質疑がありましたが、当該委員会でありますので、今この場でお伺いしたいと思ひます。

まず、この事業の中では、競馬振興と本県の馬事振興を図るとしております。そして、馬事振興という中で、馬事文化の振興ということでございますが、馬事文化の内容についてどのように県では理解されておられるのでしょうか。

○**内宮競馬改革推進監** 岩手の馬事文化でございますけれども、岩手は日本有数の馬産地として栄え、岩手の人と馬がかかわってきた歴史も長い、深いということで、チャグチャグ馬コや南部流鏑馬など各地域におきまして馬にまつわる伝承や伝統行事が数多く受け継がれているものと認識しております。また、藩政時代から各地の神社の境内で行われました奉納競馬、農家が馬の優秀さを競う生産地の競馬が盛んに行われまして、こうした風土の中で岩手競馬が生まれ、多くの県民に支持されてきたということで、大変意義深く、大切だと認識してございます。

○**喜多正敏委員** 岩手の馬の飼養頭数、飼養農家も水田を馬で耕すことや、山から材を引き出すなど、馬を使うことも少なくなったわけでありましてけれども、本県の馬の飼養頭数や飼養農家、馬も乗用馬とか農用馬、小格馬、その他いろいろあるわけでありましてけれども、そうした状況あるいは民間の乗馬施設や牧場、現在の県の馬産振興についての現状や



課題についてお伺いします。

○**渡辺畜産課総括課長** ただいま御質問がございました本県の馬産振興の現状と課題等についてでございますけれども、本県の農用場の主産地につきましては盛岡市、滝沢市などの県央部、そして遠野並びに県北地域でございまして、平成24年の飼養戸数と頭数、74戸、166頭で1戸当たりでの飼養頭数は2頭程度ということで小規模となっております。近年飼養者の高齢化等に伴いまして戸数、頭数ともに減少傾向にございまして、県では岩手県家畜改良増殖計画におきまして、平成32年度の目標を180頭と定めまして、改良増殖と繁殖率向上などの生産対策を講ずる計画としておりますことから、県の馬事振興会に定額助成をしまして、馬産後継者の育成や優良種馬の保留対策のほか、繁殖技術指導など連携して実施をしているところでございます。平成26年度も引き続いて岩手県馬事振興会への支援を通じまして、家畜改良増殖計画に即した馬の改良並びに馬産農家の育成等を支援する予定としてございます。

なお、今お話し申し上げましたのは農用馬ということで、農用馬は御案内のように肉用あるいはイベント用ということで使われてございますけれども、ちなみにポニーですね、——小さい馬ということですが——平成24年の飼養頭数が244頭、戸数で113戸となっております。あと乗馬用ということでは53戸で217頭という状況になってございます。

○**喜多正敏委員** 民間の乗馬施設をお伺いしますが、わかりますか。

○**渡辺畜産課総括課長** 民間の乗馬施設、牧場の分も含めての状況でございますけれども、県内に9カ所ございます。

○**喜多正敏委員** そうしたような状況でありますけれども、環境生活部ではポニースクール、馬っこパークいわてを改修して、利用していくというのがありましたけれども、今お話ありました馬については、競馬はもちろんでありますけれども、いろいろな魅力がある。さらには、ホーストレッキングあるいは馬とのふれあいで子供たちの情操教育、ホースセラピーの効果も指摘されているわけでありまして。今回の岩手の幸と馬事文化・絆推進事業でチャグチャグ馬コの紹介とパネル展示が企画されておりますけれども、現時点でパネル展示については、そうしたような視点を取り込むお考えはあるのか、内容についてどのように考えておるかお伺いしたいと思います。

○**内宮競馬改革推進監** 馬の魅力を活用した他部局との連携につきましては、今後各部局と相談していききたいと思います。

それから、来年度予定しております岩手の幸と馬事文化・絆推進事業の具体的な内容ということでパネル展示等の内容につきましては、委託事業ということで、今後委託業者が4月の中旬ごろに選定する予定でございまして、業者が決定してからの調整ということとなります。今委員からお話のあったことを含めまして調整していききたいと思います。この事業につきましては、基本的には岩手競馬に着目した事業ということにつきましても御理解をいただきたいと思っております。

○**喜多正敏委員** 馬産振興ということで乗用馬、農用馬、小格馬、いろいろあるわけであ

りますけれども、そうした馬の魅力を活用しての馬産振興ということでありますと、環境生活部の馬っこパークいわて、商工労働観光部の観光的な視点、情操教育の教育委員会、乗馬クラブ等、隣接する岩手県立大学などと連携して馬産振興に取り組む必要があるのではないかと思っているわけでありますけれども、こうした県庁内の連携についてどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○内宮競馬改革推進監 失礼いたしました。先ほどお話ししたとおりでございますけれども、今後乗馬ですとか、ホースセラピーにかかるさまざまな取り組みあるかと思うのですが、その可能性につきまして、今後各部局と相談していきたいと思っております。

○喜多正敏委員 馬といえば難しく、チャグチャグ馬コも頭数を確保するのがなかなか難しいという状況で、馬っこパークいわてでは3頭委託をしているわけであります。また、かなり前の話でありましたけれども、相馬野馬迫に行ってきたところ、裸馬を神社に追い立てていく行事があるのですけれども、実際にそこで従事している岩手県の人が出て、それを追い立てているということで、そういう意味からすると向こうの文化は非常に心細いなど、逆に岩手県の文化は心強いなど見てきたところであります。

人には添うてみよ、馬には乗ってみよと言われておりますけれども、部長や競馬改革推進監、畜産課総括課長は乗馬の御経験はおありでしょうか。最近には人には添うてみよ、人を食う人もいますわけでありますけれども、東大野部長は秘書広報室長に異動されると伺っているわけでありますけれども、ぜひ知事、部長や農林水産部の幹部の方は雄大な岩手山をバックに馬やホーストレッキングを楽しんでいただき、本県の馬事文化や馬産振興、競馬のPRについて取り組んでいただきたいと思っておりますが、東大野部長の御所見と決意のほどをお伺いします。

○東大野農林水産部長 乗馬体験等のことではございますが、私なり競馬改革推進監は機会に恵まれてございませんけれども、畜産課総括課長は獣医師でございますので、動物に縁が深い、もともとそういう人間ですので、きっと経験あると思っております。

馬事文化の振興の点でございますけれども、それぞれの地域に伝わるものとして生まれ、引き継がれてきたもので、地域の個性というものを特徴づけるものでもあり、地域に住んでいる人にとってはある意味誇りになる、そういった大切なものと認識しております。こういった形で振興していけるかというのはここで直ちにお話し申し上げるのにはできませんけれども、ただ引き続きできるだけの支援を努めさせていただくということで取り組んでまいりたいと思っております。

○喜多正敏委員 ぜひ乗馬も楽しんでいただいて、岩手の文化を広めて、国民体育大会もくるわけでありますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○後藤完委員 米の生産調整についてお尋ねしたいと思います。今定例会においてもシ食用米は大丈夫だというお話がありましたが、重ねてお尋ねしますけれども、本当に大丈夫でしょうか。各市町村それぞれ標高差があると思っておりますけれども、収穫量も違ってくる体制の中で、今回の政策展開をしていかなければならない状況の中では、今回は交付金が減

額になったり、あるいは米価が不安定である、価格補てんもなくなるということであれば、所得補償のためには、例えば耕作放棄地等も含めて食用米を生産する農家がふえてくるのではないかと、私はそれを心配しているわけですが、いずれ食用米も今までと違って、今度は従前の正規流通米のようなのが増大するのではないかと考えております。そのことについてどのような対応が望まれるのか御見解をお伺いしたいと思います。

○中南水田農業課長 生産調整、米に関する質問でございましたが、まず最初に飼料用米の種子の状況についてでございます。平成26年産の作付に向けまして、県の専用品種については52トン確保してございます。これは、換算すれば10アール当たり4キロの種もみとしますと、1,300ヘクタールに相当するところでございます。平成25年の飼料用米の作付面積は1,638ヘクタールということで、そこには至ってはいないのですが、現場の要望をお聞きしますと平成26年度専用品種をつくりたいということも当然でございますし、それから平成26年については、根種とその体制整備を整える必要もあり、主食用米で対応していきたいというところもあるということで、まだ正式にすっかり需要に応じているのかというところは断定はできませんが、おおむね需要に沿った飼料用米の専用品種を供給できる状況にあるのではないかなと考えてございます。なお、平成27年産に向けては、さらに需要がふえていく可能性もあるかと思っておりますので、それに向けた種子の生産については、県内の採取圃できちんと生産を行っていきたくと考えてございます。

それから、今後米の生産が、主食用米がふえていくのではないかと、それに伴って正規流通米という心配も、懸念もあるのではないかと考えてございますが、そういった動きについては現段階で見通すことはなかなか難しいということでございますが、現場の動き等を注視して、それに応じて対応していきたいと考えています。

○後藤完委員 主食用米がふえてくるということは、多分系統離れがきます。我が会派は今回農業協同組合とも話し合いをさせていただきましたけれども、農業協同組合の存在感というのが薄れてきて、正規流通米を取り締まるということではなくて、可能な限り系統利用していただくような、価格補償させていただくような対応をやっていかなければならないと思います。そういう意味でも農業協同組合とこれからも情報交換をしながら、共有しながら何とか対応をお考えいただければありがたいなと思います。

○渡辺幸貫委員 今に関連しますが、農業協同組合がえさ米を扱うと決めているところと、個体出荷でもしなければ出せませんよと言っているところとあると思うのです。つまり、カントリーエレベーターは使わせないと。そうすると、作業体系について非常に大きな影響があるのだと思うのですが、そういう実態については聞き込みというか、調査をなさって、とらまえていらっしゃるのでしょうか。

○中南水田農業課長 飼料用米生産に当たって、カントリーエレベーターの使用をしているところがどうなのかという部分でございますが、平成25年現在で例えば花巻農業協同組合ですとか、新しいわて農業協同組合の一部のカントリーでは飼料用米は実際取り扱っているところはございます。平成6年の対応については、既に実績があるところについてはこ

れまでの取り組みの状況を踏まえて対応していくということをしてしておりますが、それ以外の農業協同組合については、今のところは対応を検討中ということでは把握しております。

○**渡辺幸貫委員** 検討中で、あと1カ月後、もう種は配布されていると思うのですが、間に合うのかということだと思っております。もう種が農家に行ってしまうのですよね。だから、対応をどうするかということ、まだ決まってないでは困ると思っております。ぜひその辺はどうなのか、もうちょっとその点。

○**中南水田農業課長** 先ほど二つの農業協同組合の話をしていただきましたが、ほかの農業協同組合についてはカントリーのサイロを使うという動きにはなっていないと。それから、新聞報道等でも県南の農業協同組合では専用品種ではなく、主食用米で対応していただくということで、恐らくその農業雇用同組合についてはカントリーエレベーターを使わず、個体での対応ということになるのではないかと、全国農業協同組合中央会からは聞いております。

○**渡辺幸貫委員** 要するに、食用の品種であっても個体だということですよ。ですから、それはそうでなくても数字なり何なり、捉まえ方で扱えるように指導してやらないと農家が困るのではないかと。実際にはえさ米のほうがどうもことしの場合だと値段が下がりそうだと、えさ米のほうがむしろ8万円なら8万円にちょっと上乗せして10万円になりそうだとそろばんをはじいているのが結構多いと思っております。そうでないと北海道などことしなんか一気につくられたら大変な値段になるので、そういうことを意識して県でも指導してもらって、同じ品種だったらいいのではないかと。そして取り扱いはこういうふう、えさだから、何もまず目をふるいをきっちりしなくてもいいとか、いろんなことを細かくあるのだと思うので、その辺はぜひ早く方針を決めてもらって、カントリーエレベーターでもいいのだと。ただし、こういう扱いをなささいということをもし決めてもらえれば農家は安心すると思っておりますので、よろしく願います。

○**中南水田農業課長** 飼料用米の出荷の規格等について、平成26年度米から数量払いになるということで、数量の確認の方法、実際の確認には農産物検査を行うというところまでは国で示しておりますが、具体的な検査の規格について、今検討しているということでございます。その検査の規格によって、現場での対応も変わってくると思っております。その辺の情報を捉え次第、現場のほうに情報提供し、指導していきたいと考えております。

○**佐々木大和委員** 去年でしょうか、松くい虫がまた戻ってきた情報とのがあったのですが、松くい虫の今の状況とその対策はどうなっているのでしょうか。

○**赤澤整備課長** 松くい虫の平成25年度の被害の状況でございますが、今年度が18市町村で被害が発生しております。昨年と比べると5市町村ふえている状況になっております。被害量につきましても平成25年12月末現在ですが、対前年比103%ということで微増しているような被害状況でございます。

被害対策についてですが、これまでも早期発見、早期防除というのが大事で、特に先端地域での早期発見が大事だということで、そういう地域においては本年度一般の方々

協力をいただく松くい虫被害木の発見の協力員を募って県内の被害を早期発見していこうという取り組みも始めているところでございます。あと被害の実際の防除につきましても来年度の予算でも防除費について今年度以上の予算を組んでおりまして、被害最先端地域では全量駆除ということを目指して取り組んでいるところでございます。

○佐々木大和委員 県内の半分ぐらいの市町村でそういう状態が起きているということでございまして、前に監視帯を設けたり、いろんな手を打ってきておりますが、現実的には対応がなかなか難しい。特に山の場合に所有者がいますので、全部伐倒をやるのが難しい。先ほどのナラ枯れの場合もそうなのですけれども、被害対策で直接できる駆除という部分で対応してきているわけですけれども、今回出た2番目の被害地周辺の広葉樹の早期伐採という対応が書かれているというのは非常に意味があるし、松くい虫もどっちにも当てはまるのではないかという気がします。この被害面積まで、今回はこの164ヘクタールと出していますから、こういうので松くい虫は周辺伐採がないと実際は難しいですものね。ところが、それは簡単にはできないということで、対症療法的に出たものに対応しているという実態なのですけれども、今回のナラ枯れも同じような状態が繰り返される危険性があると思うのです。せっかく被害面積を出したのに、単年度でもう切ってしまうという対応をしています、本当の対策が出ればかなり防げるのではないかという気がするのです。例えばこういう普通の予算で対応する対症療法ではなくて森林経営計画なんかの更新伐に対してのこれから国でも予算化していますが、特例的にこういうときに森林経営計画の緊急指定をして、そしてこの1年あるいは2年になってもしょうがないけれども、164ヘクタールを整理してしまうとかなり効果があると思うのですが、どう思いますか。

○赤澤整備課長 今回のナラ枯れの区域については164ヘクタールという結構広い面積ということになっておりまして、当面被害木からの虫の脱出を防ぐというようなことで平成26年6月末までに被害木の800本程度については全て駆除するというような対策を考えております。あわせまして、発生した区域を取り囲む、まだ被害発生してない区域、あわせてまだ被害が微害な区域、その区域についても国の更新伐という委員のお話もありましたが、更新伐、いわゆる樹種転換を進める、若返りを図るという事業を導入しまして、計画的に利用による防除ということに取り組むということにしております。ここの地域については幸いにも大船渡市の市有林がほとんどを占める場所でございます。大船渡市ともいろいろと協議を進めながら、利用によつての防除ということに取り組んでいきたいと思いません。

○佐々木大和委員 やはりそういうときに国の経営計画の認定とか、そういう手順というのはかなりあるわけですが、そういうときに、緊急的な——ちょうど復興の土地問題とも同じかもしれないけれど——政策はせつかくあるのにこれを生かすという、国に対する要望はそういうところにポイントがあるような気がしますけれども、部長どうですか、そういう対応をしてもらえませんか、これいいと思うのですけれども。

○東大野農林水産部長 今この時点でどこに、国に申し入れて実現する可能性があるか、

直ちにお答えできませんので、明確なお答えはここでは差し控えさせていただきますけれども、さまざまな可能性を探って、可能性があればもちろん国に要請してしかるべき成果を得られるように取り組んでまいります。

○高橋孝眞委員 豚の下痢の件ですけれども、青森県で1件、1農家発生しているということで、幸い岩手県においてはまだ発生は出ていませんけれども、県として発生防止といえますか、侵入防止に当たってどのような御指導なりの対応しているか、それらについてお願いいたします。

○及川振興・衛生課長 それでは、豚流行性下痢の発生と本県の対応についての御質問ございましたが、まず発生につきましては全国で平成25年10月以降平成26年3月19日現在におきまして12件、200戸で発生が確認されております。現在のところ、本県での発生は現時点において確認はされてございませんが、先ほど委員がおっしゃいました青森県での豚流行性下痢——通常はPEDと呼んでございますので——以下PEDと述べさせていただきますけれども、青森県におきまして発生したということ踏まえまして、本県といたしましては侵入防止対策の徹底、農場間の伝播防止対策の徹底を中心とした対策を講じるよう農家の皆様方に改めて注意を喚起しております。具体的にはまずもって、そういった下痢を主症とする疾病でございますので、そういった症状があるかないかを現地機関を通じまして、調査してございますし、万が一そういった症状が確認された場合は速やかに最寄りの家畜保健衛生所に御連絡いただくようお願いしてございます。また、県といたしましては、万が一そういった類似の疾病が発生した場合については、24時間体制で病症鑑定を実施できる体制を維持しているところでございます。特にもこの疾病はウィルスによるもので、車両、ヒト、そういったものを介して伝播するということが経験的に知られてございますので、まずもって農場に侵入させないよう車両消毒の徹底あるいは衣服、手指の消毒でありますとか、そういったあたり、日ごろ講じている衛生対策について改めて農家の皆様方にお知らせしているところでございます。

○高橋孝眞委員 豚そのものを食べたからといって問題になるということではありませんけれども、発生農場ないしは青森からもかなりいわちくに屠畜で来ているわけでありますので、そういう意味合いでは、特に注意をしながら農家に指導してほしいとお願いをします。特にも子豚が発症しますとほとんど死んでしまうという話でありますし、一度農場に入ってしまうとかなり経営的にも大きなダメージでありますので、指導もひとつ徹底してお願いしたいと思っております。

○高田一郎委員 まず最初に2月の大雪被害に対する対策についてお聞きします。

担当課から被害状況の資料をいただいております、直近の被害状況は調査率80%ですけれども、7億1,000万円ほどという状況で、今後さらに拡大すると思いますが、農林水産省でもこれまでの被害対策から一歩踏み込んで支援を強めるという中身になったという報道であります。いずれ前回の農林水産委員会でも、そういった支援策もあっても、農家はさらに再建して頑張ろうという気持ちにならなければ、本当の再建というのはないのだ

ろうという話をいたしました。

そこで何点かお伺いしたいと思いますが、今回の被害の状況を見ますと農林業関係では、ハウスの被害がかなり多いということです。これに対するハウスの撤去費用についても国は農家負担なしという方向を示しておりますが、実際は定額負担ということでありませけれども、農家負担がないのかどうか、国の定額負担はどの程度になっているのか、もしわかればお願いしたいと思います。

それから、業者をお願いした場合はいいわけですが、例えば自力で撤去したいという方もいらっしゃると思います。そうすれば自分の収入になるわけですが、そういったものが可能なかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 撤去費用についてでございますけれども、例えばそれぞれの畜舎であるとか、ハウスであるとかという場合に応じて、その撤去費用の金額がそれぞれ定められているということになってございますけれども、今ちょっと手元にはございません。それで、受益の場合は、費用が下がりますけれども、そういう措置を国ではするというのをいっています。

それで、今現在は大まかな情報は入ってきておりますけれども、具体的な事業の要綱、要領、これがまだ手元には届いておりませんので、それをはっきりと今申し上げることはできない状況になってございます。

○高田一郎委員 3月3日ですか、農林水産省が対策を示したのですけれども、まだ詳細が明らかになっていないということですか、現場からお聞きしますとパイプハウスが10アール当たり29万円とか、鉄骨の場合は88万円とかそういう数字を言われました。実際は、パイプハウス29万円と言っても、骨材が太くなれば実際はその倍かかってしまうのだということで、農家負担なしと言ってもかなりの負担になるのかというのが現場で起きていると思いますので、そういったことをぜひ踏まえた対応していただきたいと思っております。自力撤去が可能だということですね。

○高橋農業振興課総括課長 概要として示されてございますが、具体的に、先ほど申し上げましたが、要綱、要領が正式なものが届いてございませぬので、具体的には申し上げられません。

○高田一郎委員 わかりました。いずれ業者をお願いするよりも自力で撤去して、幾らかでも自分の収入になるようになれば農家にとってもプラスになるかと思っておりますので、そういう方向に対応できるような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

それで、撤去が終わって、再建ということになるわけですが、国では再建について2分の1補助すると、そういう方向を打ち出しております。残りについては、市町村が支援した場合には、それなりの特別交付税で支援しますよと。いわゆる上乗せ措置もできるのだということです。支援の内容を見ますと地方自治体の上乗せ措置をすればかなり少額でハウスの再建ができる方向になっているようでありませぬ。先ほど議論もありましたけれども、新年度に新しい農政改革で、恐らく水田でいえば農業の所得が落ちることは確実です。で

すから、こういったハウス栽培とか園芸で少しでも所得を上げる努力が必要だと思います。そういう点でかなり少額な負担で本当に再建できるようにしてほしいと思います。国は2分の1やると言っておりますけれども、その残りの2分の1に対して、自治体の上積みもできるのだというような国の支援策も打ち出せると思いますので、その辺の対応についてお願いしたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 撤去費用のことですが、いずれ国が2分の1を出して、その残額を地方公共団体が負担する場合に国が2分の1を負担するということですので、その内容、その対応につきましては今検討してございます。

いずれにしても、生産者の方々の負担が軽減されるべき対応を検討していきたいと思っていますので、それを念頭に入れまして検討を進めます。

○高田一郎委員 詳細がこれから明らかになってくる場所ですので、これ以上質問しても難しいのかと思います。繰り返すようですが、国は今回の雪災害で一步踏み込んだ支援策を出しましたが、補助率の問題ではなくて、農家が再建できなければ、本当の意味での支援策にならないわけですから、詳細をよくつかんで、再建に向けて農家がどこに問題があるのか、課題があるのかよく実態を踏まえて、ぜひ対応をやっていただきたいと思います。

それで、今回の農林水産業の被害状況の中で、実は一番多いのが大雪災害だったのですが、水産業が一番大きな被害を受けて、私もこの実態を見ると本当に驚いたのですが、水産業についてはワカメ、コンブが、2,140トンとか、養殖施設の破損、漁船の転覆、漁港施設の損壊ということで非常に驚いて、再建に向けて本当に頑張っているときにこういう被害があって本当に大変だと思うのですが、水産関係の復旧と申しますか、支援策と申しますか、これはどういうふうになっているのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

○五日市水産振興課総括課長 水産物の概要につきまして、私からお話をしたいと思いますけれども、ワカメあるいはコンブ、これは一つの漁協、一つの地域、それも南に湾が向いている、漁場が向いている地域が1カ所だけ主に被害を受けて、4億何がしの被災額になってございます。これにつきましては、漁業共済に全て加入されておりますので、そちらで対応されるものと思っております。ただ、まだ精算が最終的に確定しておりません。それで、ワカメであれば6月ごろ、コンブであれば9月ごろに最終的な金額の確定をもって共済金が支払われるということになっております。

○高田一郎委員 わかりました。最後にもう一つ、沿岸被災地の農地の復旧、再建状況について、予算特別委員会の農林水産部の部局審査で議論になりまして、いろいろ質疑を聞きまして、本当に大変だという思いをしておりました。そこで、何点かお伺いしたいと思います。現在沿岸部の農地の被害は717ヘクタールのうち、450ヘクタールがことしの9月までで復旧の見込みになるということで、その残りの267ヘクタールについては、まちづくりの関係でなかなか時期が示されないという話でありました。それで、これはもう



時間がたてばたつほど再建が難しいといえますか、営農意欲が落ち込んでしまって再建が大変になるのかという思いをしております。

それで、再建に向けてどの程度の時間がかかるのか、お伺いしたいと思います。農地が復旧する間に被災農家経営再建支援事業ということで10アール当たり水田では3万5,000円、野菜関係は4万円ですか、こういった支援策も打ち出されていますけれども、これは再建までずっと続くということで理解してよろしいのでしょうか、この点についてお聞きいたします。

○伊藤農村建設課総括課長 沿岸被災地の農地の復旧についてでございますけれども、今調整に時間を要して復旧工事に着手できない農地が267ヘクタールあるというお話をさせていただいたところであります。その内容でございますけれども、例えば陸前高田市については、高台造成の土を仮置きするということでもって一時転用するわけですが、その後、どの段階でその土を撤去して、どのような高台に造成移転後のまちづくりをしていくのかということについてまだ見えない地域もありますので、我々としては調整が済んだところから、着手できるようになったところから速やかに復旧工事に入る姿勢で対応していきたいと思っております。

○千葉担い手対策課長 被災農家経営再開支援事業についてでございますが、この事業は本来平成25年度までの時限の事業ではありましたが、被災状況がまだ見られるということで、平成26年度も継続して実施されることになったということでございまして、今のところ平成26年度までと聞いております。ただ、被災状況を見て、我々も今後国に必要とあれば要望していきたいと考えております。

○高田一郎委員 高台移転にかかわる土砂の仮置き場の関係で、時期は示せないと思うのですが、かなりの時間を要する課題だと思いますけれども、そういった点では、平成26年度になって被災農家が再建できるまで財政支援してもらわないと農家が困るわけですから、強く求めていってほしいと思います。

それで、被災農家の再建状況についてですけれども、部局審査の議論を聞いておりますと、農地で8割ぐらいの再建という数も示されましたが、どうも、よく被災農家の実態調査をしてないのではないかと思うのです。やはり被災農家がどういう意欲を持っているのか、あるいは担い手はどの程度なのかとか、そういった状況をしっかりつかんでやらないと、せっかく国費を投入して、復興交付金を投入して立派な農地によみがえったけれども、耕作者がいないということになっては、片手落ちになってしまっているものですから、そういった点での営農実態調査というものをしっかりとやっていくべきだと思うのです。やっているというのであればいいのですけれども、予算特別委員会の部局審査を聞いていますとそういう状況ないのではないかという思いをしておりますので、その辺について答弁いただきたいと思っております。

○前田農業普及技術課総括課長 営農再開の状況について、昨年ですね、作付できなかった農家について、個別に状況をお聞きしながら今度の春以降の作付の意向を聞きながら歩

いているという状況はございます。その中で、みずからできないけれども、誰か担い手に耕作してもらえれば、貸して使ってもらいたいという方々もおりまして、そういった原形復旧された方々も、20ヘクタール近くが担い手に頼むということに話し合い、現地を歩き、お聞きして、担い手とのマッチングというのを進めてきてございます。ただ、一方で圃場整備地区でこういった営農システムつくっていくかということに関しては地区全体の方々との話し合いを進め、最終的に担い手を誰にし、どのくらい担い手に集積するかということについては、農業改良普及センターも入り、地域の方々の意向を聞きながら、調整していると認識してございます。

○**工藤勝博委員長** 高田委員、質疑は簡潔にお願いします。

○**高田一郎委員** 担い手対策のマッチングをしているという話でありますので、繰り返すようですけれども、担い手対策というのは一番これから大事になってくるのかと思います。せっかく基盤整備をしても働く担い手がなくなってしまったら本当に困りますので。

しかし、今考えてみますとこれまでの担い手対策というのは受け手支援としては10アール当たり2万円支給してきましたけれども、これも廃止になるわけですね、今回ね。そして、米の直接支払交付金も半分になってしまう。農地中間管理機構というのをつくられましたけれども、これは出し手支援ですよ。そういう意味では、本当に担い手こそ規模拡大する意欲がなくなるような政策になっていくのではないかと。そういう意味では、本腰で担い手対策をきっちりやっけていかないと沿岸被災地の営農は本当に再建できないと私は強く思うのですが、その点について部長の所感を聞いて終わりたいと思います。

○**東大野農林水産部長** 被災農地の復旧と営農再開でございますが、原形復旧、区画整理事業はもちろんですけれども、原形復旧についても営農再開の意向を確認し、その上で事業着手するという方法をとっております。ただ、農家の方はそれぞれ事情がありますので、復旧された農地について、いざ営農再開してすぐできるかというとなかなかそうもいかない事情もあり、日々被災した農家の方々を取り巻く状況も変わってございますので、最初の意向調査どおりにはなかなかできないといったお話も普通に発生しているという状況です。

ただ、先ほど前田総括課長からも申し上げたとおり、昨年春の反省に鑑み、一戸一戸の農家の事情を戸別にお聞きし、では、こういった形で農地が活用できるかというのを全部聞き歩くとしたこと復旧された農地が全て生かされるようにと、そういうことを目標に日々現場も努力してございますし、我々もそういったつもりで取り組んでまいりたいと考えてございます。

○**工藤勝博委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** なければ、これをもって本日の審査を終わります。

ここで、委員会を代表して一言述べさせていただきます。年度末ということで、人事も発表されました。東大野部長を初めかなりの人数が御異動になります。また、長年県民の

ため尽力されまして、退職される皆さんもおります。改めてこの場で御礼申し上げたいと思います。特にも東日本大震災津波3年目、また福島県の原因の事故対応、現場をあずかる農林水産部の皆さんにとっては御苦労には本当に大変なものがあったらと思います。改めて感謝を申し上げ、御礼申し上げます。大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆さんには、昼食の時間にかかりますけれども、引き続き審査を継続したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** それでは、次回の委員会の運営についてお諮りいたします。

今回は4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、農林水産業の復旧・復興への取り組み状況についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度、平成26年度の委員会調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤勝博委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。